

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ（案）

令和 8 年 2 月 13 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証.....	3
(2) 効果検証等に係る検証	5
(3) その他E B P Mの取組に係る検証	6
(4) 今後の取組について	7
(5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームについて	10

参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱.....	12
参考2 検証会の開催状況等.....	14
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	} (添付省略)
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

はじめに

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会（以下「本検証会」という。）は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）等に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された株式会社メトリクスワークコンサルタンツが参集を求めて開催されたものであり、令和 7 年 12 月 10 日及び令和 8 年 2 月 13 日の計 2 回にわたり、厚生労働省におけるE B P Mの推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を本検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後のE B P Mの推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革・効率化推進事務局は、年度ごとにE B P Mの取組方針（以下「政府方針」という。）を作成し、各府省はその政府方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省におけるE B P Mの推進に当たっては、政府方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における 検証事項

本検証会では、次の点を検証事項として検証を行った。

- (1) **行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証**
 - 行政事業レビューシート（以下「RS」という。）の点検・助言等の検証を行った。
- (2) **効果検証等に係る検証**
 - 過年度のE B P M実践事業から選定された対象事業について、その取組状況に係るフォローアップの検証を行った。
 - 過年度のE B P M実践事業から選定された対象事業について、分析手法や分析結果の解釈等の検証を行った。
- (3) **その他E B P Mの取組に係る検証**
 - その他のE B P Mの取組について、実施方法や取組内容等の検証を行った。
- (4) **今後の取組について**
 - 来年度以降の効果検証スキームについて、対象事業の選定方法・基準等の検証を行った。
 - 令和7年度の取組内容を踏まえ、令和8年度のE B P Mの取組（案）について検証を行った。
- (5) **その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証**

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

①厚生労働省の主な取組

概算要求額が1億円以上の既存事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業等を対象に、RSの記載内容等について、委託業者による詳細なチェックを実施した。

また、全てのRSを対象に、「現状・課題」欄におけるデータの記載や長期アウトカムの適切な設定状況について、生成AIも活用しながら、職員による簡易チェックを実施することとしている。

【行政事業レビューシートの主な点検項目】

全般
<ul style="list-style-type: none">専門的な用語を用いる場合、注釈等で説明されているか。
事業の目的
<ul style="list-style-type: none">事業実施により達成したい目的（長期アウトカム）が明確に記載されているか。他の政策手段の効果も合わせて達成を目指すさらに大きな目的（インパクト）が明確化されているか。
現状・課題
<ul style="list-style-type: none">「ありたい姿」と「現状」とのギャップが明確化されているか。課題として、上記のギャップを引き起こしている原因のうち、政策（事業）として対処すべきものを記載しているか。データを用いて記載しているか。
事業の概要
<ul style="list-style-type: none">課題に対応する形で具体的に記載しているか。
効果発現経路
<ul style="list-style-type: none">事業の目的で設定した長期アウトカムに対応する効果発現経路及び事業の概要で設定したアクティビティに対応する効果発現経路が漏れなく設定されているか。
アクティビティ
<ul style="list-style-type: none">事業の概要と対応する形で主要な活動を漏れなく記載しているか。国をアクティビティの実施主体として記載しているか。

<p>アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> • アクティビティをどれだけ実施するか（したか）に関する活動目標を適切に設定しているか。 • 上記活動目標に対応する活動指標が適切に設定されているか。
<p>短期アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期間（原則1～2年以内）で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための成果目標が適切に設定されているか。 • 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。
<p>中期アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期アウトカムから長期アウトカムに至るまでの中間的な変化に係る成果目標が適切に設定されているか。 • 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。
<p>長期アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業の目的に対応した形で成果目標が適切に設定されているか。 • 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。 • アウトカムを複数段階で設定していない場合に、理由が適切に記載されているか。
<p>項目間のつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく、ロジカルに記載されているか。

②検証結果



③今後の課題（事務局案）

次年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

(ア) RSのEBPM関係部分に関する知識が職員に浸透していない

概要・目的欄（事業の目的、現状・課題、事業の概要）や効果発現経路（アクティビティ、アウトプット、アウトカム）が適切に記載されていない事業が多く見られたことから、RSのEBPM関係部分に関する実践的な知識や内閣官房行政改革・効率化推進事務局が作成しているRSに関する執務参考資料が職員に浸透していないと考えられる。

(2) 効果検証等に係る検証

①厚生労働省の主な取組

令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業（重点フォローアップ事業）を対象に、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について、整理し、コメントによる助言を実施した。

また、そのうち、来年度に検証予定の2事業を対象に、事業の実施状況やデータの取得状況等を踏まえて、検証の実施可否を判断した。

さらに、今年度検証を行うこととなっていた1事業を対象に、効果検証を行い、検証方法や分析結果、政策的示唆等を取りまとめた資料を作成し、事業担当課室へ説明を行った。

②検証結果



③今後の課題

来年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

(ア) アウトプットが低調であることの原因把握が不十分である

景気変動等により、事業の必要性が変わることもあるため、担当部局はアウトプットが低調であることの原因を把握することが必要である

(イ) 事業利用者への効果等に係る評価が不十分である

統計分析が実施できなくても、担当部局は事業を利用した人々に効果をもたらしたか否かや、その人々が行政による支援が必要な層か否かを評価することが必要である。

(3) その他 E B P M の取組に係る検証

① 厚生労働省の主な取組

E B P M よろず相談所を開設。専門家を配置し、各部署の職員から寄せられる E B P M に関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行った。

また、職員を対象とした E B P M 研修を e ラーニング形式や集合形式で実施し、E B P M に関する基礎的・発展的な知識の習得を促した。

② 検証結果



③ 今後の課題（事務局案）

来年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

(ア) R S に関する相談が少ない（E B P M よろず相談所）

R S の点検では、適切に記載されていない事業が多く見られたにもかかわらず、R S に関する相談が少ない

(イ) 基礎研修について、R S の書き方に特化した研修があった方がよい（E B P M 研修）

受講者アンケートでは、「R S に自分が担当する事業のロジックを記載するに当たり、R S の書き方に特化したマニュアルや研修があった方がよい」という意見が見られた。

(ウ) 応用研修について、本来受講すべき対象者が受講していない可能性がある（E B P M 研修）

実施に当たっては、省内に一般的な受講案内を送付しただけであるため、ターゲットが明確でなく、本来受講すべき対象者が受講していない可能性がある。

(エ) 応用研修について、前半（因果推論の講義）と後半（研究報告）で扱う内容の難易度に差がある（E B P M 研修）

受講者アンケートでは、「後半の研究報告で扱う知識や用語が専門的であったため、理解が難しかった」という意見が見られた。

(4) 今後の取組について

①厚生労働省の主な取組

現行の効果検証のスキームの取組・実績や省内の効果検証に関するニーズを踏まえて、来年度以降の効果検証スキームについて次のとおりまとめた。

来年度以降の効果検証スキームについて

- 効果検証対象事業の選定方法
 - 効果検証を希望する事業の中から選定する。
 - なお、効果検証を希望する事業の把握・掘り起こしに当たっては、EBPMよろず相談所・省内へのニーズ調査を活用することとし、必要に応じて、研修受講者へのフォローアップ調査を実施する。
- 効果検証対象事業の選定基準
 - 効果検証の意義・論理構造の妥当性を満たす事業の中から、検証の実行可能性を踏まえて選定する。
- 有識者検証会
 - 効果検証対象事業の選定方法・選定基準を有識者検証会へ諮ることとし、効果検証対象事業の決定を諮ることはしないこととし、事後に報告する。
 - 効果検証対象事業の進捗・結果を適宜報告する。

政府全体の取組方針や令和7年度取組内容等を踏まえ、令和8年度のEBPMの実践について次のとおりまとめた。

令和8年度のEBPMの実践について

- 予算事業についてはRSを活用し「基礎的なEBPM」を実践する。
- 全てのRSを対象とした職員による簡易チェック及び特定のRS^{※1}を対象とした専門家による詳細チェックを実施し、RSの品質管理を進める。
- 効果検証を希望する事業の中から、対象事業を選定^{※2}して効果検証の取組を継続する。
- 優良事業改善事例の選定など、その他の取組については、政府の方針に沿って対応していく。

※1 既存事業に関しては1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象

※2 「効果検証の意義」及び「論理構造の妥当性」を満たす事業の中から、「検証の実行可能性」を踏まえて、対象事業を選定

また、令和8年度のEBPMの実践に係る各取組を、次のとおりまとめた。

令和8年度のEBPMの実践に係る各取組について

- 行政事業レビューシートの確認
 - 概算要求額が1億円以上の既存事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、RSの記載内容について、専門家による詳細なチェックを行う。（令和8年4月～令和9年3月）
 - 全てのRSについて、「事業の目的」欄に事業実施により達成したい目的が明確に記載されているか、他の政策手段の効果も合わせて達成を目指すさらに大きな目的が明確化されているか、「現状・課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行う。（令和9年2月～3月）
- 効果検証
 - 選定基準を満たした2事業について、検証作業を行う予定。
 - 令和9年度以降に効果検証を行う事業については、効果検証を希望する事業の中から選定を行う予定。
- EBPMよろず相談所
 - 毎週1回（令和8年10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEB

PMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。（令和8年4月～令和9年2月）

- EBP M研修
 - RSを活用し、「基礎的なEBPM」を実践する担当職員を対象として、EBPMの基礎及びRSの記入方法等「基礎的なEBPM」の実践に関する知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修を実施する。（令和8年4月～6月）
 - EBP Mに関する業務に従事している職員、EBPMに関心のある職員等を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識の習得を目的とする基礎研修を実施する。（令和8年10月）
 - EBP Mの実践に取り組む職員、EBPMに関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識の習得を目的とする応用研修を実施する。（令和8年11月～12月）

②検証結果



③今後の課題

来年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

(ア) 新たな効果検証のスキームの実施に当たり、効果検証対象事業の確実な選定が必要となる

新たな効果検証のスキームの実施に当たり、効果検証のニーズを把握し、基本的には毎年度、効果検証対象事業を確実に選定する必要がある。

(5) その他 E B P M の取組に関する全体スキームについて

参 考 资 料

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和7年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

- (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証
- (2) 効果検証等に係る検証
- (3) その他E B P Mの取組に係る検証
- (4) 今後の取組について
- (5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームについて

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (6) 検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授

小原 美紀 大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授

◎ 高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授

若林 緑 東北大学大学院 経済学研究科 教授

検証会の開催状況等

◆開催状況

第1回：令和7年12月10日（水）15:00～16:20 WEB会議形式

第2回：令和8年2月13日（金）15:00～17:00 WEB会議形式

◆厚生労働省

労働経済特別研究官	赤松 俊彦
参事官（調査分析・評価担当）	諏訪 克之
政策立案・評価推進官	菊池 清隆
政策企画官	白木 紀行
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	平戸 貴夫
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	輿水 麻美

◆事務局 株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

代表取締役	西野 宏
チーフコンサルタント	有本 寛
コンサルタント	徳田 尚也

◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66901.html